認可外保育施設立入調查調書

1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設用

施設	設の名称			管理者名					
設	置者名			調書作成者 職・氏名					
施設	设所在地	(〒 -) (TEL	-)	作成年月日		年	月	日	
立入記	周査に係る)連絡先(※上記と連	絡先が異なる	場合に記入)					
	所属・部署名			者 職・氏名		電話	電話番号		
=======================================	/D ->- +/- =r		.	c., , 7 18 <i>A.</i> 12 27 7	`				
認可多		と運営受託者(※運営 なみむ者を	変託を行つて I	いる場合に記り					
	建 色	宫受託者名			住所				
			添付	書類					
No.		本調書(別表 1	1~3を含む)。	と併せて提出してく	ださい			チェック欄	
1	1 認可外保育施設運営状況報告書の写し								
2	2 建物の構造、面積を確認できる書類(平面図等) ※届出時からレイアウト等を変更している場合は、最新のもの								
3	3 契約時に利用者に交付する書類一式 (園のしおり又はパンフレット、重要事項説明書、料金表、利用契約書のひな型等)								
4	保育する	乳幼児に関して契約し	している保険	契約書の写し					

運営委託契約書の写し(※運営委託を行っている場合)

その他、健康福祉センターが提出を求める書類

5

[※] この調書については、特に指定のあるもの以外は、原則として"当該年度"の状況について記載してください。

〔前回立入調査実施年月日: 年 月 日〕

指導事項	現在までの改善状況 (未改善の場合はその理由及び今後の改善計画)

(注) 文書指導及び口頭指導のあった事項について記入してください。

1 根拠法令・通知等の略称について

立入調査調書における根拠法令等の略称の正式名称は以下のとおりです。

調書中の略称	正式名称
法	児童福祉法
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
規則	児童福祉法施行規則
児童福祉施設設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)
家庭的保育事業等設備運営基準	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)
指導監督指針	「認可外保育施設に対する指導監督の実施について(令和6年3月29日 こ成保第206号)」別紙「認可外保育 施設指導監督の指針」
指導監督基準	「認可外保育施設に対する指導監督の実施について(令和6年3月29日 こ成保第206号)」別添「認可外保育 施設指導監督基準」
事故防止等ガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】~施設・事業者向け~(平成28年3月)
虐待防止ガイドライン	保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月 こども家庭庁)
雇児総発0909第2号	「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年 9月9日付け雇児総発0909第2号)
ライフライン点検事務連絡	「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」(平成30年10月19日 事務連 絡)
こ成安第142号ほか通知	「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年12月14日 こ成安第142号ほか通知)
健発第0222002号ほか通知	「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日 健発第0222002号ほか 通知)
検証報告書	「認可外保育施設において発生した0歳児の死亡事例検証報告書」(平成30年3月9日 千葉県社会福祉審議 会)

2 判定区分について

(1) 判定の内容

判定区分	内 容						
A	指導監督基準を満たしている事項						
В	 導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの						
С	指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの						

(2) 指導の基準

B判定の事項については口頭指導により対応することとし、C判定の事項については文書指導により対応することを原則とすること。ただし、B判定に該当する事項であっても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。また、判定区分が記載されていない事項については、助言とする。

1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設用

※斜字は認可外保育施設指導監督基準に記載以外の事項

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定 B	E区分 C
第1 保育に従事する	1 保育に従事する者の数 〇乳児 おおむね3人につき1人以上 〇幼児 ・1、2歳児	保育に従事する者の必要数の算出 ※ 以下、必要数の算出は年齢区分別に小数点 1 桁(小数点 2 桁以下を切り捨て)目までを算出し、その合計の端数(小数点 1 桁)を四捨五入する。					
	おおむね6人につき1人以上 ・3歳児 おおむね20人につき1人以上	a 調査日の属する月を基準月とし、月極めの利用契 約乳幼児数を基礎とする。(以下「基礎乳幼児 数」という。)	・ 主たる開所時間において、月極契約乳幼児数 に対して保育に従事する者が不足していない か。	□ 充足 □ 不足		-	0
	・4歳児以上 おおむね30人につき1人以上 ※ 以下、乳児及び幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。	b 時間預かり(一時預かり)がある場合は、基礎乳 幼児数に時間預かりの乳幼児数を加えること。 (以下「総乳幼児数」という。)	・主たる開所時間において、総乳幼児数に対して保育に従事する者が不足していないか。 〔保育に従事する者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断っているか。〕	□ 充足 □ 不足		0	-
る者の数及び資格	〔考え方〕 ここでいう保育に従事する者は、そ の勤務時間を常勤職員に換算(有資格 者、その他の職員別にそれぞれの勤務 延べ時間数の合計を8時間で除して常 勤職員数とみなす。)して上記の人数 を確保すること。	c 常時、保育に従事する者が、複数配置されているか。また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しているか。	・契約乳幼児の在籍時間帯に保育に従事する者が1人勤務の時間帯がないか。ただし、現に保育はれている別別が1人である場合と、また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設については、複数する者の別の表が1人となる時間帯を除き、保育に従事する者をより、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しないことができる。	□ ない □ ある		_	0

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定 B	E区分 C
	2 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士(国 家戦略特別区域法第12条の5第5項に 規定する事業実施区域内にある施設に あっては、保育士又は当該事業実施区	有資格者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1(保育に従事する者が2人の施設又は1のcにより1人が配置されている時間帯については1人)以上いるか。 a 月極契約乳幼児数に対する有資格者の数	・月極契約乳幼児数に対する保育に従事する者 の数について、有資格者が不足していない か。	□ 充足 □ 不足		ı	0
第1保育に	域に係る国家戦略特別区域限定保育 士。以下同じ。)又は看護師(准看護 師を含む。以下同じ。)の資格を有す る者をいう。 ※指導基準第1の調査事項3により評 価を行う場合は、本項目は適用しな い。	b 総乳幼児数に対する有資格者の数 ※ 有資格者の数の算出に当たっては、小数点 1 桁を四捨五入	・総乳幼児数に対する保育に従事する者の数に ついて、有資格者が不足していないか。 〔有資格者が不足するような場合には、乳幼 児の受入を断っているか。〕	□ 充足 □ 不足		0	-
従事する	3 国家戦略特別区域法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準第1の調査事項2に係る特例	a 過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であるか。	・過去3年間に保育した乳幼児のおおむね半数 以上が外国人(日本の国籍を有しない者をい う。以下同じ。)ではない。または、現に保 育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人で はない。	□ ある □ ない		-	0
者の数及		b 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳 幼児の保育について十分な知識経験を有すると認 められる者を十分な数配置しているか。	・外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していない。	□ いる □ いない		-	0
び 資 格		c 保育士の資格を有する者を1人以上配置しているか。	・保育士の資格を有する者を1人以上配置していない。	□ いる □ いない		-	0
	4 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに 紛らわしい名称で使用していないか。	・左記の事項につき、違反がないか。	□ ない □ ある		_	0
	〔考え方〕 資格証の有無について原本又は写し を確認すること。資格証を紛失してい る場合、再発行の手続きをすること。	b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がないか。	□ ない □ ある		0	_

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定 B	区分 C
	1 保育室の面積	保育室の面積は、おおむね入所乳幼児1人当たり 1.65㎡以上確保されているか。					
	〔考え方〕 保育室面積 :		・保育室の面積	m [*]		-	_
	当該保育施設において、保育室とし て使用している部屋の面積。調理室や	a 月極契約乳幼児数についての1人当たりの面積	・不足していないか。	□ 充足 □ 不足		-	0
第2 保育室等の構造、	便所、浴室等は含まない。 -	b 総乳幼児数についての1人当たりの面積	・不足していないか。 「総乳幼児数に対して保育室面積が不足する ような場合には、乳幼児の受入を断っている か。〕	断っている			
	2 調理室の有無	a 調理室は、当該施設内にあって専用のものである か。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に	・調理室(施設外調理等の場合にあっては必要 な調理機能)があるか。	□ ある □ ない		_	0
	[考え方] 給食を施設外で調理している場合、 家庭からの弁当の持参を行っている場 合等は、加熱、保存、配膳等のために 必要な調理機能を有していることが求 められる。	給食を施設外で調理している場合、 庭からの弁当の持参を行っている場 等は、加熱、保存、配膳等のために 要な調理機能を有していることが求	・調理室が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等しているか。 〔調理機能のみを有している場合にあって も、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態としているか。〕	□ いる □ いない		-	0
設備			・区画はあるが、扉が閉められていない等運用 面の注意を要する事項はないか。	□ ない □ ある		0	-
及び面積			・衛生的な状態を保っているか。 「原則として、C判定区分とするが、清掃方 法の見直し等軽微な改善指導については、B 判定区分としてよい。〕	□ いる □ いない		-	0
	3 おおむね1歳未満児とその他の幼児 の保育場所とが区画されかつ安全性が 確保	a おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の 幼児の保育を行う場所は、別の部屋であることが 望ましいが、部屋を別にできない場合は、ベビー フェンス、ベビーベッド等で区画すること。	・区画しているか。(保育場所が別の部屋であるか、又はベビーフェンス、ベビーベッド等で区画しているか。)	、又はベビーフェンス、ベビーベッド等			0
			・区画が不十分ではないか。(ベビーフェンス 等があっても、十分活用していないことはな いか。)	口十分 口不十分		0	_

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載		区分
	4 保育室の採光及び換気の確保、安全 性の確保	a 採光が確保されているか。	・窓等採光に有効な開口部があるか。 〔建築基準法第28条第1項及び同法施行令第 19条の規定(認可保育所の保育室の採光)に 準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面 積の5分の1以上であることが望ましい。〕	□ ある □ ない		-	0
pr/r		b 換気が確保されているか。	・窓等換気に有効な開口部があるか。 〔建築基準法第28条第2項の規定(居室の換 気)に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積 が床面積の20分の1以上であるか、これに相 当する換気設備があることが望ましい。〕	□ ある □ ない		-	0
第 2 保育		c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	・同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を 寝かせることがないか。	□ ない □ ある		-	0
『室等の構	5 便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画 便所の安全な使用の確保	a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、 衛生的に管理されているか。	・便所用の手洗設備を設けているか。	□ いる □ いない		-	0
造設		b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なもの であるか。	手洗設備が不衛生ではないか。(十分に清掃がなされているか。石けんがあるかなど。)	□適□不適		0	-
備及び			・便所及び手洗設備は、乳幼児が安全に使用で きるものであるか。	□ ある □ ない		-	-
面積		c 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題が ないか。	・便所を、保育室及び調理室と区画しているか。	□ いる □ いない		-	0
			・ 便所が不衛生ではないか。 (十分に清掃しているか。)	□適□不適		0	_
	(2) 便器の数	a 便器の数が、おおむね幼児20人につき1以上であるか。 ※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	・基準より便器の数が大きく不足していない か。	□ いない □ いる			0

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定 B	区分 C
	 1 消火用具・非常口の設置						
	(1) 消火用具の設置	a 消火用具が設置されているか。	・消火用具がない又は消火用具の機能が失効し ていないか。	□ いない □ いる		-	0
		b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法 知っているか。	法を ・消火用具の設置場所等を職員に周知している か。	□ いる □ いない		0	-
	(2) 非常口の設置	a 非常口(玄関とは別の勝手口など)は、火気 常時に入所(利用)乳幼児の避難に有効なに、適切に設置されているか。		□ ある □ ない		-	0
		b 非常口の表示等は適切か。 ※ 2階以上の施設については、指導基準等 より評価を行うものとする。	・避難口誘導灯、通路誘導灯及び誘導標式の設置状況は適切か。	□適□不適	消防法施行令 第26条	-	-
第 3	2 非常災害に対する計画の策定・避難 消火等の訓練	a 【収容人員30人以上の施設】	【収容人員30人以上の施設】				
非常	(1) 非常災害に対する具体的計画(消 防計画等)の策定	具体的計画=消防計画が適正に作成され届け われているか。	出が行・具体的計画(消防計画)を作成、届出をしているか。	□ いる □ いない		-	0
災害に		※ 消防法上、収容人員(職員を含む。以 じ。)30人以上の施設については、作り 届出の義務がある。		年 月 日			
対 する:		※ 消防計画の内容に変更の必要がある場合変更届の提出を行うものとする。	合は、				
措 置		【収容人員30人未満の施設】	【収容人員30人未満の施設】				
		災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的 び手順、職員の役割分担等が記された計画 されているか。		□ いる □ いない		-	0
		※ 消防計画が作成されている場合は消防 可能。収容人員30人未満の施設であっ 乳幼児の安全確保の観点から消防計画の 成・届出が望ましい。	ても、	年 月 日	消防法施行規 則第3条		
		b 火災に対処するための計画のみではなく、水害・ 土砂災害、地震等に対処するための計画(非常災 害対策計画)を施設の状況や地域の状況を踏まえ て策定しているか。 □ いる □ いない					_

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定 B	Z区分 C
		c 防火管理者の選任、届出が行われているか。	・収容人員30人以上の施設であって選任、届出をしているか。	□ いる □ いない		_	0
		※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設と みなされるため、収容人員30人以上の施設 は、防火管理者の選任、届出を行わなければ	・収容人員30人未満の施設であっても、選任・ 届出をしているか。	□ いる □ いない	消防法第8条	-	-
		ならない。収容人員30人未満の施設であって も乳幼児の安全確保の観点から、届出を行う ことが望ましい。	・所轄消防署への届出年月日	年月日			
		d 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に所在 し、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設とし て定められている場合、避難確保計画を作成し、 市町村に報告しているか。	・作成・報告を行っているか。	□ いる □ いない	水防法第15条 の3 土砂災害防止 法第8条の2	_	-
第 3 非		※ 洪水時等の避難確保計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行う。	・市町村長への報告年月日	年 月 日			
非常災	(2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上 の実施				_	0	
害に対		※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘 導等の実地訓練を原則とする。	・訓練をおおむね毎月実施しているか。	□ 毎月 □ 未実施有		0	-
対する措置	(3) 洪水時等の円滑な避難の確保のための訓練の実施	a 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の施設に おいて、避難訓練が計画どおり実施されている か。	・避難訓練を計画どおり実施しているか。	□ 実施有□ 実施無	水防法第15条 の3 土砂災害防止 法第8条の2	_	-
	(4) 緊急時の対応や職員の役割分担等 に関するマニュアルの作成等	a 緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュ アルが作成されているか。	・作成しているか。	□ いる □ いない		-	-
		b 保護者との連絡体制や引渡し方法等に関する確認 等に努めているか。	・確認等に努めているか。	□ いる □ いない		-	-
	(5) 避難経路、避難時の事務分担表の 掲示等	a 避難経路等の掲示が適切に行われているか。	・避難経路、避難時の事務分担表を見える場所 に掲示しているか。	□ いる □ いない		_	-
	(6) ライフライン等が寸断された場合 の対策状況	a 停電、断水、ガスや通信等ライフラインが寸断された場合を想定した備蓄等(照明、防寒具、飲料水、バッテリー、食料等)を行っているか。	・対策を行っているか。	□ いる □ いない	ライフライン 点検事務連絡		-

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項		自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定 B	E区分 C
	1 保育室が2階の場合の条件	a 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所 に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えてい るか。	・ 転落防止部 ・ 転落防止部	が備を設置しているか。 と備を設置しているか。	□ いる □ いない		<u>-</u>	0
第4 保育室を2		b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。 なお、保育室を2階に設ける建物が右記イ及びロ	か。又は、	び口のいずれかを満たしている 指導基準第3に規定する設備の設 節の実施をしているか。	□ いる □ いない		_	0
			日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	法第2条第9号の2に規定する耐は同条第9号の3に規定する準耐(同号口に該当するものを除く。)				
階以上に		(注)「指導監督基準第3に規定する設備」 「とは、非常口(玄関とは別の勝手口など)、 消火用具を指し、その両方が原則2階にある かどうかで判断すること。		ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲 げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構 造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けら れていること。				
設 け		│ │ ※保育室等の室内面の材質確認は、外観では						
る場		判別が難しいので、建築図面等で確認するこ と。	常用	① 屋内階段]
合		C °	\n\ ## co		② 屋外階段 ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段】		回夕竺	_
の条			避難用	選案基準法施行令第123余第 14		内避難陥段又は	问 余弗	
件				② 待避上有効なバルコニー				1
				③ 建築基準法第2条第7号の2に に準ずる設備	規定する準耐火構造の	の屋外傾斜路又は	はこれ	
				④ 屋外階段]

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項			自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定 B	区分
	2 保育室が3階の場合の条件 a	a 耐火建築物であるか。	・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火 建築物であるか。(準耐火建築物は不可)			□ 耐火 □ 耐火以外		_	0
	b	の 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)をそれぞれ1以上設けているか。		□ いる □ いない		-	0	
			常用	1	建築基準法施行令第123条第1項 3項に規定する構造の屋内特別。		内避難階段又は	同条第	
第				2	屋外階段				
4			避難用 ① 建築基準法施行令第123条第1項目3項に規定する構造の屋内特別避 ② 建築基準法第2条第7号に規定する設備			内避難階段又は	同条第		
保育室を					定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ず				
を 2				3	屋外階段				
階以上に	C	: 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。			造の施設又は設備は保育室の ・距離30m以内にあるか。	□ ある □ ない		1	0
設ける	d	l 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。	のが一つ以	上あ		□ ある □ ない		-	0
場合の条件		※ ダンパー:ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。	基準法第2 若しく規定は 項に規定す 暖房又は冷 は壁を貫通	条又る房すのる	室以外の部分と調理室を建築 7号に規定する耐火構造の床 建築基準法施行令第112条第1 定防火設備で区画し、換気、 設備の風道が、当該床若しく 部分又はこれに近接する部分 ダンパーが設けられている。				
					ンクラー設備その他これに類 対のものが設けられている。				
			な自動消火	装置 の延	調理用器具の種類に応じ有効 が設けられ、かつ、当該調理 焼を防止するために必要な措 いる。				

指導 監督 基準	調査事項	調査内容			評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定	
		e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上 げを不燃材料でしているか。	・ 左記eを満i	たし	ているか。	□いる□いない			0
		f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・転落防止設	備を	設置しているか。	□ いる □ いない		-	0
		10 C 0 - 0 10 - 0			活用されていない等運用面で 項がないか。	□ ない □ ある		0	ı
		g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への 通報設備(電話で可)があるか。	・ 左記gを満7	たしっ	ているか。	□ いる □ いない		_	0
第 4		※ 非常警報器具:警鐘、携帯用拡声器、手動式 サイレン等のこと。							
保育		※ 非常警報設備:非常ベル、自動式サイレン、 放送設備等のこと。 h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて	・ 左記hを満	- -	T 1 \ Z +\				0
室を2階		防炎処理されているか。 a 耐火建築物であるか。	〔防炎物品	_i の表	こいるか。 示にも努めること。〕 条第9号の2に規定する耐火	□いる□いない			0
階 以 上			建築物であ	るか	。(準耐火建築物は不可)	□ 耐火 □ 耐火以外			
に設ける		b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	る施設又は	設備	がる区分ごとに、右欄に掲げ (乳幼児の避難に適した構造)をそれぞれ1以上設けてい	□ いる □ いない		_	0
場合の			常用	1	建築基準法施行令第123条第1項 3項に規定する構造の屋内特別避		避難階段又は同	条第	
条				2	建築基準法施行令第123条第2項目	こ規定する構造の屋外	避難階段		
件			避難用	1	建築基準法施行令第123条第1項13項に規定する構造の屋内特別避いては、当該階段の構造は、建築までの部分に限り、屋内と階段室条第3項第2号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて3号、第4号及び第10号を満たす	難階段(ただし、同 物の1階から保育室が ととは、バルコニー又(有する場合を除き、「 連絡することとし、7	条第1項の場合に が設けられている は付室(階段室か 司号に規定する様	お間にはいる。	
					建築基準法第2条第7号に規定す				
				3	建築基準法施行令第123条第2項[に規定する構造の屋外 ┃	·避難階段 		

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定 B	区分 C
		c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。	・避難に適した構造の施設又は設備は保育室の 各部分から歩行距離30m以内にあるか。	□ ある □ ない		-	0
		d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。	・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するも のが一つ以上あるか。	□ ある □ ない		_	0
第 4		※ ダンパー:ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。	① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築 基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床 若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1 項に規定する特定防火設備で区画し、換気、 暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しく は壁を貫通する部分又はこれに近接する部分 に防火上有効にダンパーが設けられている。				
保育室を			②調理室にスプリンクラー設備その他これに類 するもので自動式のものが設けられている。				
2階以上に			③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。				
設ける。		e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上 げを不燃材料でしているか。	・左記eを満たしているか。	□ いる □ いない		-	0
場 合		f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けら	・転落防止設備を設置しているか。	□ いる □ いない		_	0
の 条 件		がに、乳切児の転烙事成を防止する設備が設けられているか。	・転落防止設備が活用されていない等運用面で 注意を要する事項がないか。	□ ない □ ある		0	-
		g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への 通報設備(電話で可)があるか。	・左記gを満たしているか。	□ いる □ いない		-	0
		※ 非常警報器具:警鐘、携帯用拡声器、手動式 サイレン等のこと。※ 非常警報設備:非常ベル、自動式サイレン、					
		放送設備等のこと。					
		h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて 防炎処理されているか。	・左記hを満たしているか。 〔防炎物品の表示にも努めること。〕	□ いる □ いない		_	0

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載・	判定 B	<u>E</u> 区分
	1 保育の内容	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握 し、保育内容を工夫しているか。	左記b~dの事項を満たしているか。(実際の 指導等は、b~dの事項について、それぞれ実 施する。)	-		_	-
	※ 保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)を踏まえた適切な保育が行われているか。	b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、 睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活 リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた 保育の計画を定め実行しているか。					
		(a) カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズム に沿って設定されているか。	・デイリープログラム等を作成しているか。	□ いる □ いない		_	0
		(b) 必要に応じ入所(利用)乳幼児に入浴又は清 拭をし、身体の清潔が保たれているか。	汚れた時の処置が不適当ではないか。〔特に注意を要するものについては、文書指導となる。〕	□適□不適		0	-
第 5		(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮し ているか。	・屋外遊戯の機会を適切に確保しているか。 (幼児)	□ いる □ いない		0	-
保育内容		(d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	・外気浴の機会を適切に確保しているか。(乳児) 「特に注意を要するものについては、文書指導となる。〕	□ いる □ いない		0	_
		c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児 への関わりが少ない「放任的」な保育になってい ないか。	・テレビやビデオを見せ続けていないか。	□ いない □ いる		0	-
			一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっているか。〔特に注意を要するものについては、文書指導となる。〕	□ いる □ いない		0	_
		d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※テレビは含まない。	・遊具があるか。 ・遊具につき、改善を要する点がないか。 〔年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等。〕	□ ある□ ない□ ある		0	0 -
			大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がないか。	□ ない □ ある		-	0

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載		区分
* +	0. 旧本に従事士7.4.0旧本次熱体					В	С
	2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1)保育に従事する者の人間性と専門 性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。	・施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事 する者の質の向上に努めているか。	□ いる□ いない		0	-
		b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。					
第 5		c 保育中の事故防止、衛生管理及び救急救命等について、施設・職員間で研修等により周知されているか。	・研修等により周知しているか。	□ いる □ いない		-	-
保育内容	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けていないか。 (例) しつけと称するか否かを問わず 乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、 言葉の暴力が見られる。等	□ いない □ いる		-	0
	(3) 児童相談所等の専門的機関との連 携	a 入所(利用)乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・ 虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的 機関への通告等を行っているか。	□ いる □ いない	虐待防止ガイ ドライン		0
		b 虐待等を発見した場合の対応方法や連絡先が施 設・職員間で周知されているか。	・施設・職員間で周知しているか。	□ いる □ いない		-	_

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定 B	区分 C
	3 保護者との連絡等 (1) 保護者と密接な連絡を取り、その 意向を考慮した保育の実施	a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者から は家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での 乳幼児の様子を連絡しているか。	を心がけているか。	□ いる □ いない		0	_
第5 保育内容	(2) 保護者との緊急時の連絡体制	a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・保護者の緊急連絡表を整備しているか。	□ いる □ いない		_	0
	(3) 保育室の見学	a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応しているか。	・保護者等からの要望があった場合に、乳幼児 の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲 で、これらの要望に適切に対応しているか。	□ いる □ いない		0	_
	1 衛生管理の状況 調理室、調理、配膳、食器等の適切な 衛生管理	a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンは使用するごとによく洗い、滅菌しているか。	・使用するごとによく洗っているか。 十分な殺菌並びに滅菌を行っているか。	□ いる □ いない		-	0
第 6		b 調理室が清潔に保たれているか。 c 調理方法が衛生的であるか。 d 配膳が衛生的であるか。	汚れていないか。又は、残飯等を放置していないか。不適切な事項がないか。	□ いない□ いない□ ある		- O	O -
給食		e 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。	か。	□ いない □ いる		0	_
		f 原材料、調理済み食品(持参による弁当、仕出し 弁当、離乳食も含む。)について腐敗、変質しな いよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適当な措 置を講じているか。	・冷凍・冷蔵設備があるか。その他、食品の保存に関し、適切であるか。	□ ある □ ない		-	0

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定 B	区分 C
	2 食事内容等の状況	a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。	・ 配慮しているか。	□ いる □ いない		-	0
	(1) 乳幼児の年齢や発達、健康状態 (アレルギー疾患等を含む。) 等 に配慮した食事内容	b 健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮 した食事内容か。					
第 6	に能感した及ず門台	c [市販の弁当等の場合] 乳幼児に適した内容であるか。	・配慮しているか。	□ いる □ いない		1	0
給食		d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・乳児に対する配慮を適切に行っているか。	□ いる □ いない		1	0
	(2) 献立に従った調理	a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある 献立により、一定期間の献立表を作成し、この献	・献立を作成しているか。	□ いる □ いない		-	0
		立に基づき調理がされているか。	・献立に従った調理を適切に行っているか。	□ いる □ いない		0	_
ht.ht.	1 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の 健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察及び、保護者からの乳 幼児の報告を受けているか。	・十分な観察を行っているか。	□ いる □ いない		0	_
第 7	DEIX 1八元 V 利 元	※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けているか。	□ いる □ いない		0	_
健康管		b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察を行っているか。	□ いる □ いない		0	_
理・安			・注意が必要である場合において保護者等にそ の旨を報告しているか。	□ いる □ いない		-	0
安全確保	2 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを 毎月定期的に行っているか。	・ 基本的な発育チェックを行っているか。	□ 実施有 □ 実施無		_	0
		※ 継続して保育している児童を対象とする。	・ 基本的な発育チェックを毎月行っているか。	□ 毎月□ 未実施有		0	_

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定 B	:区分 C
	3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康 診断を入所(利用開始)時及び1年に 2回、学校保健安全法に規定する健康 診断に準じて実施	a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所(利用)児 の健康診断はなるべく入所(利用)決定前に実施 し、未実施の場合は入所(利用開始)後直ちに 行っているか。	・入所(利用開始)時に実施しているか。 ただし、保護者からの健康診断結果の提出が ある場合等は、これにより入所(利用開始) 時の健康診断がなされたものとみなしてよ い。	□ いる □ いない		-	0
		b 1年に2回の健康診断が実施されているか。(おおむね6月毎に実施)	・実施しているか。	□ 実施有 □ 実施無		1	0
		※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの	・ 1年に2回実施しているか。	20 10		0	-
		提出を受けること。	・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がないか。	□ ない □ ある		0	_
	医の確認 係の一覧 周知が行 d 乳幼児の 時に保護	c 入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ 医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関 係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への	・緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一 覧を作成しているか。	□ いる □ いない		-	0
第 7		はい一見を作成し、主ての保育に促争する者への 問知が行われているか。	・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分な ことはないか。	□ ない □ ある		0	-
		d 乳幼児の健康状況等について、入所(利用開始) 時に保護者に十分確認しているか。	・母子手帳の写し等を受領するのみではなく、 保護者へのヒアリング等による確認を行って いるか。	□ いる □ いない	(参考)検証 報告書	ı	_
理 •	4 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法に基づく労働安 全衛生規則に基づき採用時及び1年に1回実施し ているか。	・実施しているか。	□ いる □ いない		-	0
安全確保		※ 職員の対象は、労働安全衛生規則に基づき、 常時使用する職員とする。 なお、非常勤職員のうち契約期間が1年以上 (の見込み)で、労働時間が常勤職員の3/4以 上勤務している職員についても対象とする。					
				□ いる □ いない			
		b 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施しているか。	・実施しているか。			-	0
		(参考) 「社会福祉施設等における衛生管理について」(平成9年3月31日社援施第65号通知)別添大量調理施設衛生管理マニュアル	・ おおむね月 1 回の検便を実施しているか。	□ いる □ いない		0	_
	5 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低限必要なもの:体温計、水まくら等、消 毒薬、絆創膏類	・左記の最低限必要な医薬品、医療品がある か。	□ ある □ ない		0	_

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定	区分 C
	6 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び 感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつ け医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・適切に対応しているか。	□ いる □ いない			0
		b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載 した書面等の提出などについて、保護者の理解と 協力を求めているか。	・治癒の判断をもっぱら保護者に委ねていないか。	□ いない □ いる		0	-
	フ 剪 幼児突然死庁候群に対する注音	c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一 人一人のものが準備されているか。	・洗浄、洗濯等を行わないまま共用していないか。	□ いない □ いる		0	_
	7 乳幼児突然死症候群に対する注	意 a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく 観察しているか。	・保育室に職員が常に在室しているなど、乳幼 児突然死症候群に対する注意を払っている か。	□ いる □ いない		_	0
第 7			・午睡中の保育室の明るさが、乳幼児の顔色等 の観察が困難なほど暗くないか。	□適□不適	(参考)検証 報告書	-	-
健康管	要に応じ触れて確認しているか。			□ いる □ いない		_	-
理•		□ いない □ いる		_	0		
安		※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で	その他窒息リスク除去の状況	対策の有無			
安全確		医師からうつぶせ寝をすすめられている場合 以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせる	・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない	□有 □無	(参考) 事故	_	-
保		ことが重要であることから、うつぶせ寝を行	・ヒモ、またはヒモ状のものを置かない	□有 □無	防止等ガイド ライン	-	_
		う場合は入所(利用開始)時に保護者に確認 するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意	・ロの中に異物がないか確認する	□有 □無		-	_
		に努めること。	・ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認 する	□有□無		-	-
			・定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を確認する	□有□無		_	_
			(参考)企業主導型保育事業 指導・監査評価基準(立入調査(施 指導基準 調査事項 調査内容 評価	設運営)) [事項			
				を行っていない が以下のとおり 。(0歳児5分			
		c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・ 保育室内で喫煙していないか。	□ いない □ いる		_	0

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定 B	:区分 C
	8 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)	・安全計画が策定されていない。	□ いる □ いない		-	0
			・保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所 には危険物防止に対する十分な配慮がされて いない。	□ いる □ いない		0	_
		b 職員に対し、安全計画について周知されていると ともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的 に実施されているか。	・職員に対し、安全計画について周知されてい ない。	□ いる □ いない		_	0
			・安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実 施されていない。	□ いる □ いない		_	0
第 7		c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等に ついて周知されているか。	・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容 等について周知されていない。	□ いる □ いない		_	0
健康管		d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、 設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置 があるか。	□ いる □ いない		-	0
理・安全確		e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空 白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指 導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明 確にしているか。	・ 専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を 分けて配置しているか。	□ いる □ いない		0	_
保		事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行っているか。	・プール活動・水遊びに関わる職員に対して、 事前教育を十分に行っているか。 ・	□ いる □ いない	(参考)事故 防止等ガイド ライン	-	_
		f 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	・ 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っているか。	□ いる □ いない		-	0
		食物アレルギーのある子どもに除去食、代替食を 提供する際には、食事提供のプロセス(献立、調 理、配膳、提供)において、人的エラーによる誤 食が発生しないよう措置を講じているか。	・措置を講じているか。	□ いる □ いない	(参考)事故 防止等ガイド ライン	-	_

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定 B	区分 C
		g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育 環境下に置かれていないかなどについて、保育室 内及び園庭内の点検を定期的に実施しているか。	・定期的な点検を行っているか。	□ いる□ いない		-	0
		h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳 幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	・ 囲障があるが、施錠等が不十分な箇所はないか。	□ ない □ ある		0	_
		i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。	□ いる □ いない		_	0
第 7		」 児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止するための装置を備え、これを用いて所在の確認を行っているか。	・ 当該自動車にブザーその他の車内の児童の見 落としを防止する装置が備えられている。	□ いる □ いない		_	0
健康管理			・児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を 用いている。	□ いる □ いない		-	0
安全確		k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、 訓練を実施しているか。	・定期的な訓練を実施しているか。	□ いる □ いない		_	0
保保		賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の 事故に備えているか。	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えているか。	□ いる □ いない		_	0
		m 事故発生時には速やかに当該事実を県に報告しているか。(死亡、意識不明、治療に要する期間が30日以上の重大事故があった場合に速やかに報告すること。)	・重大事故が発生した場合、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年12月14日こ成安第142号通知)に基づく報告を行っているか。	□ いる □ いない		_	0
		[提出先:県子育て支援課]	事故が起きた場合の報告様式や連絡先等を職員に周知しているか。	□ いる □ いない	/0/2年 -垻	_	_
			・報告先、連絡先、事故報告に係る書類を保存 しているか。	□ いる □ いない	こ成安第142 号ほか通知	_	-
		n 事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しているか。	□ いる □ いない□ 該当なし		_	0

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定 B	E区分 C
第 7		o 死亡事故等の重大事故が発生した施設について は、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故 後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び 事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	□ いる □ いない		-	0
健康管理・安全確保		p 食中毒事案等が生じた場合は、速やかに県及び保健所に報告しているか。 [提出先:県子育て支援課、保健所]	・食中毒事案等が生じた場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日付け健発第0222002号ほか通知)に準じて、県に報告しているか。また、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じているか。	□ いる □ いない	指導監督指針 第2 2(1)① 健発第 0222002号ほ か通知	_	-
	1 施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の事項について、施設のサービスを利用しよ うとする者が見やすい場所に掲示されているか。	・掲示しているか。	□ いる □ いない		_	0
第8の情報提供	※インターネットによる掲示(=ここはeサーチへの掲載)は、県(子育て支援課)が全ての届出施設についることと事項を入力していることしないこととする。	a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サージスの提供につき利用者が支払うべき額にとがのの内容及びものの内容及びものの内容及びものの内容及びその理由 g 入所(利用)定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令をその命令の内容を含む。)	・左記a~nの事項につき、掲示内容又は掲示の 仕方が不十分ではないか。	□ 十分 □ 不十分		0	

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定 B	区分 C
	2 サービス利用者に対する契約内容の 書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付 がなされているか。	・書面等により交付しているか。	□ いる □ いない		_	0
第8 利用		a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額 に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種 類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容	・左記a~hの事項につき、交付内容が不十分ではないか。	口十分 口不十分		0	_
者へ		h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及 び連絡先					
の情報	3 サービスの利用予定者から申し込み があった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	説明を行っているか。説明はしているが、内容が不十分ではないか。	□ いる □ いない □ 十分 □ 不十分		0	- -
提供	4 苦情処理体制及び管理	a 苦情処理体制を整備しているか。	・窓口や担当者を設置しているか。 ・ 苦情の内容やその後の対応について記録を作成・保存しているか。	□ いる□ いない	(参考) 児童福祉施設 設備運営基準 第14条の3 家庭等設備運営 基準第21条	1	_
	1 職員に関する帳簿等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類 (写)、採用年月日等が記載された帳簿等がある	・確認できる帳簿等を備えているか。	□ いる □ いない		-	0
		か。	・整備内容が不十分な点はないか。	□ ない □ ある		0	_
第9 備える帳簿		 b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・ 労働者名簿(労働基準法第107条) ・ 賃金台帳(労働基準法第108条) ・ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条) 	・左記の帳簿等の整備状況が不十分なものはないか。	□ ない □ ある			0
等 ————————————————————————————————————	2 在籍(利用)乳幼児に関する帳簿等 の整備	a 在籍(利用)乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の 生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児 の在籍(利用)記録並びに契約内容等が確認でき る帳簿等があるか。	・確認できる帳簿等を備えているか。 ・整備内容が不十分な点はないか。	□ いる□ いない□ ない□ ある		- O	O -

指導 監督 基準	調査事項	調査内容	評価事項	自主点検欄 ※該当ない項目は記載不要	根拠法令等 ※指導監督基準記載 以外の根拠のみ掲載	判定	
	1 運営状況報告書の提出 [提出先:県子育て支援課] ※ 毎年10月1日時点の状況を10月31 日までに知事に報告する。	a 認可外保育施設運営状況報告書が提出されているか。	・毎年提出しているか。	□ いる□ いない	法59条の2の5 第1項	- -	- -
第10 その他	2 認可外保育施設内容変更届の提出 [提出先:県子育て支援課] ※ 変更届が必要な変更事由 ①施設の名称及び所在地 ②設置者の氏名及び住所 又は名称及び所在地 ③建物その他の設備の規模 及び構造 ④施設の管理者の氏名及び 住所	a 認可外保育施設内容変更届の提出は適切に行われているか。	・届出が必要な変更事由があった場合、認可外 保育施設内容変更届を提出しているか。	□ いる □ いない □ 該当なし	法第59条の2 第2項	-	_
	3 長期滞在児の報告 [提出先:県子育て支援課] ※ 長期滞在児;施設に24時間かつ 週のおおむね5日程度以上入所 している児童	a 長期滞在児報告書の提出は適切に行われているか。	・長期滞在児がいる場合、長期滞在児報告書を 提出しているか。	□ いる □ いない□ 該当なし	指導監督指針 第2 2(1)②	-	

職員の勤務状況(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設用)

																									(£	Ŧ,	月	日 ~	<u></u>	日 日
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 3	30 31
	曜日																														
保育に従事している者(保育に従事している	管理者を含む	<u>;</u>)					-		-						_							_	_			_		_			
ア 有資格者(保育士、看護師・准看護館		する者)																												
氏名 常勤·非常勤 専従·兼務	保有資格																														
																														\bot	\bot
																														\bot	\bot
																													\bot	\bot	\bot
																														<u> </u>	<u> </u>
勤務時間小計																															
イア以外の職員																															
氏名 常勤·非常勤 専従·兼務	職種																														
		ļ																											\longrightarrow	\rightarrow	
		ļ																											\longrightarrow	\rightarrow	
		ļ																											\longrightarrow	\rightarrow	
		ļ																											\longrightarrow	\rightarrow	
		ļ																											\longrightarrow	\rightarrow	
																													\rightarrow	\rightarrow	\perp
																													\rightarrow	\rightarrow	\perp
#1.75=+ 88.1.=1																													<u> </u>	ightharpoonup	_
勤務時間小計		<u> </u>																											<u> </u>	<u> </u>	
勤務時間計																															
その他職員(調理員、事務員等、保育に従																															
氏名 常勤·非常勤 専従·兼務	職種																							,							
																													\longrightarrow	+	+
																													\rightarrow	+	+
																													\rightarrow	+	+
	o IF																												\rightarrow	+	$+\!\!\!-$
	0歳								_	-																			-	+	+
登所	1・2歳								-	-																			-	+	+
児童数	3歳								-	-																			-	+	+
	4歳以上																														
	計																														
保育に従事する者の数及び資格	必要保育従事者数																														
The second of th	必要有資格者数																														

- (注 1 職員の勤務状況については、立入調査実施日の属する月の前月又は前々月における、当該施設での実際の勤務時間数(8時間勤務→「8」を記入。休憩時間を除く。)を記載すること。
 - 2 「ア 有資格者」(保育士・看護師・准看護師のみ)は保有資格及び氏名を記載すること。「イ ア以外の職員」等については、職種(保育従事者等)及び氏名を記載すること。
 - 3 登所児童数欄は、その日における一時預かりを含む利用児童数を記載すること。
 - 4 1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設については、保育に従事する者が1人となる時間帯を最小限とすることや、安全面に配慮することにより、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しないことができる。 (ただし、他の職員を配置するなど、客観的な安全配慮体制が確認できない場合は原則適用しない。)

保育従事者の勤務状況

時間帯による勤務のも	大況 																					(年 月 日
氏 名	保有資格 0	1	2	3 4	5	6	7	8	9	1	0 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	0	1	2	3 4	5	6	7	8	9	1	0 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
時間帯別 保育従事	者実配置数																						
時間帯別 有資格	者実配置数																						
	O歳																						
n+ 88 *** Cu	1•2歳																						
時間帯別 登所児童数	3歳																						
並が九主気	4歳以上																						
	計																						
時間帯別 保育従事	者配置必要数																						
時間帯別 有資格者	忙配置必要数																						
日	課																						
業務内	容																						

⁽注) 1 この表は、別表1で作成した4週間(または1か月)の勤務割当のうち、平日における最も平均的な時間割当日の勤務状況について記載すること。

^{2 「}日課」及び「業務内容」欄は、実際の日課及び業務内容を簡潔に記載すること。

入 所 児 童 の 状 況

施設名:			
(在	日	日現在)

亚 口	旧主《九	1+4 £ 1+A	4 F D D			利	用日	3				+ 	月 日先任/
番号	児童氏名	満年齢	生年月日	月	火	水	木	金	土	日	保育時間 ※00:00~24:00で記載すること	居住市区町村	備考
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		
			年 月 日								: ~ :		

⁽注) 立入調査日の属する月(又はその前月)の月極め利用契約乳幼児について、年齢区分ごとに記載してください。